

# 貸切バス事業者安全性評価認定制度

## 認定の有効期間を変更します

新型コロナウイルス感染症への対応等により、貸切バス事業者安全性評価認定規程を2020年6月30日から一部改正いたしました。これにより、認定の有効期間がそれぞれの年の12月31日までから、年度末の3月31日までに延長となります。認定事業者のバス車両に貼付してあるセーフティバスマーク(認定ステッカー)については、それぞれの年の12月31日までとなっているものを年度末の3月31日までと読み替えることといたします。



### ※読み替える有効期間

|               |   |              |
|---------------|---|--------------|
| 2020年12月31日まで | ⇒ | 2021年3月31日まで |
| 2021年12月31日まで | ⇒ | 2022年3月31日まで |
| 2022年12月31日まで | ⇒ | 2023年3月31日まで |
| 2023年12月31日まで | ⇒ | 2024年3月31日まで |